

委員会提出議案第6号

西条市議会委員会条例の一部を改正する条例について

西条市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月21日提出

西条市議会議会運営委員会委員長 一色輝雄

西条市議会委員会条例の一部を改正する条例

西条市議会委員会条例（平成16年西条市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第15条（略） <u>（会議の特例）</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、自然災害その他危機事象の発生等やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員の招集が困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。</u></p> <p>（定足数）</p> <p>第16条（略）</p> <p><u>2 前条の規定によりオンライン会議システムを活用した会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第30条第1項の出席委員とする。</u></p> <p>（秘密会）</p> <p>第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>第15条（略）</p> <p>（定足数）</p> <p>第16条（略）</p> <p>（秘密会）</p> <p>第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由  
口頭說明